



宮 崎 県 公 報

令和元年5月27日(月曜日) 第7号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示

- 有害興行の指定……………(こども家庭課) 1
- 保安林の指定予定の通知(3件)……………(自然環境課) 1

- 道路の区域の変更……………(道路保全課) 2
- 道路の供用の開始……………(“ ”) 2
- 大規模小売店舗の変更に関する届出……………(商工政策課) 2
- 土地改良区の役員の就退任の届出(4件)……………(農村整備課) 3
- 開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) 4

告 示

宮崎県告示第48号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例(昭和52年宮崎県条例第27号)第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

令和元年5月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
1年-9	映画	若妻トライアングル ギゅっとしめる	山内組 <オービー映画>	令和元年5月20日
1年-10	映画	人妻・痴漢 私は淫乱…	廣田組 <新東宝映画>	
1年-11	映画	好色男女 セックスの季節	佐々木組 <オービー映画>	
1年-12	映画	ツンデレ娘 奥手な初体験	小関組 <オービー映画>	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県告示第49号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和元年5月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 保安林予定森林の所在場所 児湯郡木城町大字中之又字菟木 101-1 (次の図に示す部分に限る。)
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字菟木 101-1 (次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡

以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに木城町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第50号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和元年5月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字七折字石棚 7332-1、7334、7344、7346、7347、7352、7360、7361、7365-1、大字見立字板ノ内平3438、3441-1、3443-1、3443-2、

3444、3445、3447から3450まで、3451-2、3452から3454まで、
3458-1、3459-1

- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第51号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和元年5月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 小林市真方字大豆別府4825-1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字大豆別府4825-1(次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸県農林振興局並びに小林市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第52号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和元年5月27日から同年6月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年5月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
220	県道	延岡停車場線	延岡市幸町二丁目37番8地先から	旧	76.8~93.0	31.8

			同市同町二丁目37番11地先まで	新	49.8~93.0	31.8
--	--	--	------------------	---	-----------	------

宮崎県告示第53号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和元年5月27日から同年6月10日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和元年5月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	供用開始の期日
220	県道	延岡停車場線	延岡市幸町二丁目37番8地先から同市同町二丁目37番11地先まで	令和元年5月27日

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

令和元年5月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ボンベルタ橋
宮崎市橋通西三丁目10番32号 外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社橋ホールディングス 代表取締役 米良充朗
宮崎市橋通西三丁目10番32号
株式会社橋百貨店 代表取締役 滝澤弘司
宮崎市橋通西三丁目10番32号
- 3 変更しようとする事項
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後11時
(変更後) 24時間
② 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前8時30分から午後11時30分まで
(変更後) 24時間
- 4 変更の年月日
令和2年1月14日

5 変更する理由

営業計画変更による営業時間延長のため

6 届出年月日

令和元年5月13日

7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和元年5月27日から令和元年9月27日まで

8 意見書の提出先及び期間

(1) 提出先

宮崎県商工観光労働部商工政策課

(2) 期間

令和元年5月27日から令和元年9月27日まで

9 意見書の記載事項

意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、上寺土地改良区(高千穂町)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和元年5月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
監事	興 梶 克 百	西臼杵郡高千穂町岩戸2122番地
監事	工 藤 春 生	西臼杵郡高千穂町岩戸1746番地

(任期：令和4年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
監事	興 梶 克 百	西臼杵郡高千穂町岩戸2122番地
監事	藤 高 常 己	西臼杵郡高千穂町岩戸1626番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、東岸寺土地改良区(高千穂町)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和元年5月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
監事	馬 原 寿 昭	西臼杵郡高千穂町岩戸4760番地
監事	佐 藤 原 則	西臼杵郡高千穂町岩戸4051番地

(任期：令和4年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
監事	佐 藤 昭 彦	西臼杵郡高千穂町岩戸4059番地
監事	馬 原 寿 昭	西臼杵郡高千穂町岩戸4760番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、日向土地改良区(高千穂町)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和元年5月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
監事	佐 藤 岩 男	西臼杵郡高千穂町上岩戸1188番地
監事	甲 斐 和 広	西臼杵郡高千穂町上岩戸1294-2番地

(任期：令和4年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
監事	佐 藤 秀 男	西臼杵郡高千穂町上岩戸1455番地
監事	馬 原 克 治	西臼杵郡高千穂町岩戸5088番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、岩戸土地改良区(高千穂町)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和元年5月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 就任した役員

役名	氏名	住所
監事	佐 藤 幹 雄	西臼杵郡高千穂町大字岩戸6145番地

監事	稲葉和幸	西臼杵郡高千穂町大字岩戸6237番地3
監事	木下賢二	西臼杵郡高千穂町大字岩戸7606番地5

(任期：令和4年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏名	住所
監事	富高康雄	西臼杵郡高千穂町大字岩戸7190番地2
監事	佐藤幹雄	西臼杵郡高千穂町大字岩戸6145番地
監事	渡辺勝義	西臼杵郡高千穂町大字岩戸8741番地

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は完了した。

令和元年5月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び名称
北諸県郡三股町大字蓼池字山野牟田2458番7、2460番2	都城市栄町27号2番地1 株式会社 グリーン商事